

議案第 66 号

盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

雇用保険法（昭和49年法律第 116号）の改正に伴う規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

雇用保険法に規定する特例一時金の支給対象である「短期雇用特例被保険者」から「短期の雇用（同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が1年未満である雇用をいう。）に就くことを常態とする者」が除外されること等に伴い、同法の関係規定を引用する規定を改正する。

3 施行期日

公布の日